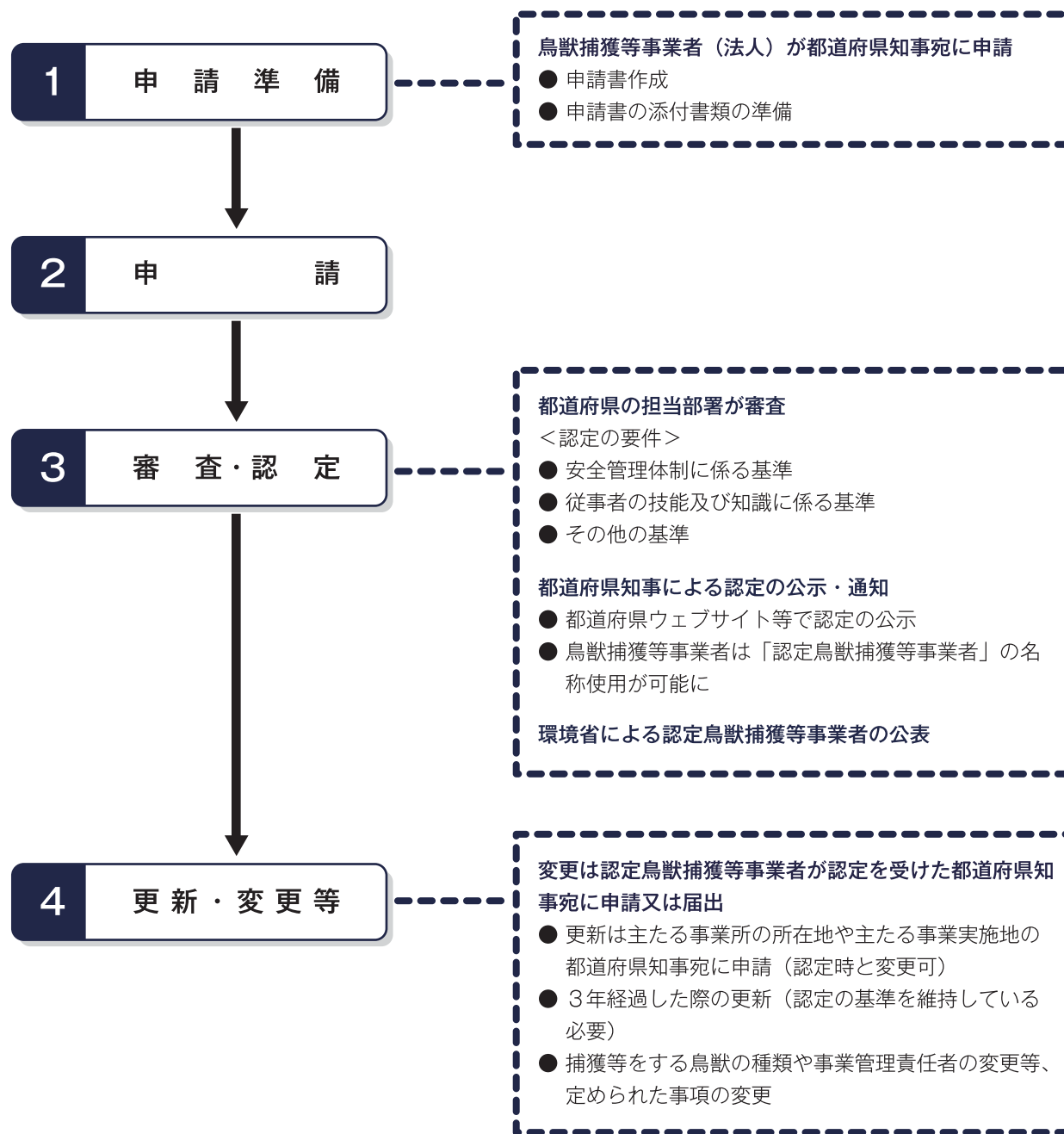


5 申請から認定・更新の流れ



■より詳しく知るために・・・

認定鳥獣捕獲等事業者制度の詳細な内容や、安全管理講習・技能知識講習で使用するテキスト等を環境省ウェブサイトに掲載しています。

<環境省鳥獣保護管理室ウェブサイト>

<http://www.env.go.jp/nature/choju/capture/capture5.html>

問い合わせ先：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話 03-3581-3351（代表）

03-5521-8285（直通）

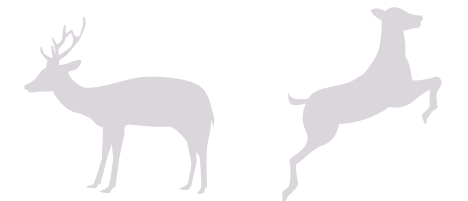
認定鳥獣捕獲等事業者制度のあらまし

認定鳥獣捕獲等事業者制度の趣旨

近年、ニホンジカやイノシシなどの鳥獣が急速に増加して生息分布が拡大し、生態系、農林水産業、生活環境への被害が深刻化しています。こうした状況を踏まえ、国は、ニホンジカとイノシシの生息数を10年後（平成35年度）までに半減することを当面の捕獲目標とし、平成26年の鳥獣法改正により、都道府県等による捕獲等事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を創設し、鳥獣の管理を強化することとしました。また、鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者は、年々減少するとともに高齢化が進んでいます。捕獲対策の強化が求められている中で、捕獲に従事する狩猟者の負担は増加しており、今後、狩猟者によるこれまでのボランティア的な作業だけでは、担い手の確保がますます困難になっています。

そこで、今般の法改正で認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入されました。本制度は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定をするものです。

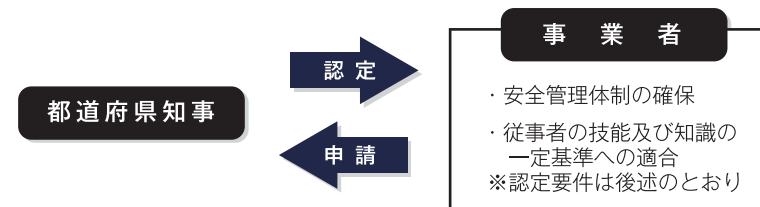
認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託をはじめとした鳥獣の捕獲の担い手となり、発注者との契約に基づき、科学的な計画に沿って、計画的、組織的な鳥獣の捕獲等を確実に実施していくことが期待されています。さらに将来的には、鳥獣の生息状況の調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等、地域の鳥獣の管理の担い手となることが期待されます。



認定鳥獣捕獲等事業者になるには

1 知っておくべきこと

認定鳥獣捕獲等事業者制度とは、鳥獣捕獲等事業者が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる制度です。認定を受けた法人を「認定鳥獣捕獲等事業者」と呼びます。安全管理体制を確保し、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等を実施できることを認定することで、主に公的な鳥獣捕獲等事業の委託又は請負業務の担い手となる鳥獣捕獲等事業者を育成・確保することを目的としています。



これまでの鳥獣の捕獲は、主に狩猟者の協力により、地域の中の相互扶助の精神に基づいた活動に支えられてきました。しかし、捕獲対策の強化が求められている中、捕獲に従事する狩猟者の負担は急激に増加しています。鳥獣の捕獲は、専門的な技術が必要な上に危険も伴う作業です。これまでのボランティア的な作業だけでは、今後、担い手の確保や維持がますます困難になっていくでしょう。

このような中で、認定鳥獣捕獲等事業者と捕獲従事者には、適切に社会の要請に沿った捕獲事業の実施と、そのための体制の維持及び向上が求められています。

2 申請準備

申請をしようとする場合には、以下の要件①から⑤(夜間銃猟を実施する場合は⑥まで) について、組織、安全管理体制、捕獲従事者の技能及び知識等の基準をすべて満たすよう準備します。

法人格を有すること

要件
①

認定鳥獣捕獲等事業者は、組織として、契約に基づき、十分な安全管理体制を確保しつつ、一定の技能及び知識をもって、また一定の継続性を持ちながら責任をもって、効率的かつ確実に鳥獣の捕獲等を遂行する観点から、法人格を有することが必要です。

捕獲等の実績

要件
②

契約に基づき鳥獣の捕獲等に関する業務を実施できることを審査するため、認定の申請前3年以内に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする鳥獣種の捕獲等を適切に実施した実績が必要です。

実施体制

要件
③



事業管理責任者

安全管理体制の確保、従事者への研修実施の責任者
※認定の対象とする猟法全ての狩猟免許取得、安全管理講習・技能知識講習の修了、救命救急講習の受講

空気銃・わな・網による捕獲の場合(原則4名以上)

装薬銃で特定の鳥獣(注)を捕獲する場合(原則10名以上)
注)ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、ヒグマ・ツキノワグマ



捕獲従事者

鳥獣の捕獲等をする者
※要狩猟免許・銃器所持(銃器捕獲をする場合)
・安全管理+技能知識講習の修了
・半数が救命救急講習受講
・損害賠償保険[※]加入
注)銃:1億円以上、わな・網:3千万円以上

安全管理規程の作成

要件
④

安全管理規程は、事業者の安全管理に関する体制や取り決めを定めた文書であり、安全管理の根幹を担保するものです。一方、捕獲現場で未然に事故を防止するためには、安全管理規程だけではなく、より様々な場面での具体的な対応等を定めた安全管理マニュアルの整備と運用が望まれます。

研修計画の作成

要件
⑤

認定鳥獣捕獲等事業者は、鳥獣を安全かつ適正に捕獲するため、研修計画を作成し、従事者に対して適切に実施されるよう監督するとともに、随時改善を行う必要があります。

夜間銃猟を実施する場合

要件
⑥

夜間銃猟を含む認定鳥獣捕獲等事業者に認定を受ける場合は、①から⑤までの要件の他に夜間銃猟の実施に係る安全管理規程の作成、夜間銃猟安全管理講習の修了及び安全確保に係る技能などが必要です。

※夜間銃猟は夜間銃猟を含む指定管理鳥獣捕獲等事業として都道府県又は国の機関が委託した事業についてのみ実施できます。夜間銃猟を含む認定鳥獣捕獲等事業者であっても、自由に夜間銃猟ができるわけではありません。

3 申請

認定の申請は、認定を受けようとする都道府県知事に対し、都道府県知事が定める申請書及び添付書類を添えて提出します。認定の対象とする鳥獣の種類については、対象としようとする一又は複数の種名を記載します。

【申請の要領】

- 認定の申請は、一の法人につき一の申請とし、一の法人が複数の認定を受けることはできない
- 一の法人が、鳥獣捕獲等事業において複数の方法により捕獲等をする又は複数の鳥獣の種類を対象にする場合には、捕獲等をする方法ごとに対象とする鳥獣の種類を定めて申請する
- 捕獲等をする方法については法定猟法のみを認定の対象とし、申請に当たっては、法定猟法の区分に従って、「装薬銃」「空気銃」「わな」「網」から選択する

※ 申請書の提出先については、主たる事務所の所在地又は鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事のいずれかを選択します。

※ なお、認定を受けた場合であっても、認定を受けた猟法以外の方法により捕獲等を行う場合には、認定鳥獣捕獲等事業には該当しません。

※ 申請書及び必要な添付書類は、申請先の都道府県にご確認ください。

4 審査・認定

申請書等を受け付けた都道府県担当部署では、書類を審査します。申請書類等の内容によっては、修正等が求められる場合があります。

認定を受けた鳥獣捕獲等事業者には、認定証が交付されます。認定の効力は全国において有効です。また、都道府県が、認定をした鳥獣捕獲等事業者の名称、住所、代表者の氏名について、公示することとしており、国においても環境省のHPで公表しています。

認定後の技能知識の維持向上

認定鳥獣捕獲等事業者は、認定を受けた鳥獣捕獲等事業が認定基準に適合するように維持しなければなりません。

具体的には、事業管理責任者は、責任を持って安全管理規定の組織的な遵守を徹底し、研修計画に沿って研修を実施する必要があります。また、捕獲従事者は事業管理責任者の指示にしたがって安全管理規定を遵守し研修を受講しなければなりません。

これらの認定基準を満たさない場合には、認定が取り消されることもあります。